

○道路維持作業用自動車の指定

(第 14 条の 2 第 2 号)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第 14 条の 2 第 2 号
処分の概要	道路維持作業用自動車の指定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	岡山県道路交通法施行細則第 5 条の 2 (道路維持作業用自動車の指定)
審査基準	
標準処理 期間	10 日
申請先	当該車両の保管場所を管轄する警察署の交通課 (交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課 (交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係